

単価契約仕様書

北部クリーンセンター

(担当 前田、中島 873-3020)

件 名	(単価契約) 焼却飛灰重金属安定剤 (北部クリーンセンター)						
形状・寸法	液体キレート						
予 定 数 量	23, 800 kg (数量については増減する場合がある)						
契 約 期 間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日						
契 約 条 件	<p>1 概要及び納入場所 標記の薬品は、北部クリーンセンターのごみ焼却飛灰中の重金属を安定化するために、飛灰処理用の混練機に添加して使用する。納入場所は以下とする。 京都市右京区梅ヶ畠高鼻町27番地 京都市北部クリーンセンター構内</p>						
	<p>2 予定数量</p> <table border="1"><thead><tr><th>予定数量 (kg)</th><th>1回あたりの発注予定数量 (kg/回)</th><th>予定発注回数 (回)</th></tr></thead><tbody><tr><td>23, 800</td><td>約9, 000</td><td>約3</td></tr></tbody></table> <p>予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 なお、発注量については、発注時に具体的な数量を指示する。</p>		予定数量 (kg)	1回あたりの発注予定数量 (kg/回)	予定発注回数 (回)	23, 800	約9, 000
予定数量 (kg)	1回あたりの発注予定数量 (kg/回)	予定発注回数 (回)					
23, 800	約9, 000	約3					
<p>3 対象飛灰 ろ過式集じん器からのごみ焼却飛灰（特号消石灰吹込みあり）</p>							
<p>4 薬品の仕様 以下の仕様を満たすこと。 形状 液体キレート 凝固温度 -10℃以下 成分 ピペラジンジチオカルバミン酸塩系化合物 またはジエチルジチオカルバミン酸塩系化合物 濃度 35%以上 ※薬品原液に有害物質に指定されているチウラムを含まないこと。 また、これを証明する書類を提出すること。 なお、定量分析を行うに当たっては、その定量下限を 0.005mg/L 未満とする。</p>							
<p>5 契約前の溶出試験の実施 入札参加業者は北部クリーンセンターの飛灰について、「環境庁告示13号 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（公布日昭和48年2月17日）」で定める溶出試験を行うこと。溶出試験の薬剤添加率及び試験項目は「6 溶出試験方法等」で定めたものとする。 なお、試験にかかる費用については入札参加者の負担とする。 入札参加業者は、その試験結果及び添加量等について、計量証明事業登録をもつ外部分析機関が発行する測定分析結果報告書（原本）として提出すること。 《施設飛灰の提供場所・日時》 提供場所は、北部クリーンセンターとし、提供日は、開札日の翌日とする。ただし、開札日が金曜日の場合は、翌週の月曜日とする。提供時間は、9:30から15:30とする（ただし、12:00から13:00を除く）。</p>							

	<p>なお、入札参加業者は飛灰受け渡しの際、(別添1)の受領書を提出すること。</p>
6 溶出試験方法等	<p>薬剤添加率重量比4%以下で処理した飛灰の重金属等の溶出量が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条第1号及び第3号の規定に基づく「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第5号)」で定める別表第一(第1条、第3条関係)の中の以下の項目を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水銀またはその化合物 (2) カドミウムまたはその化合物 (3) 鉛またはその化合物 (4) 六価クロムまたはその化合物 (5) 硒素またはその化合物 (6) セレンまたはその化合物 (7) 1、4-ジオキサン
7 契約後の重金属含有量試験及び溶出試験の実施	<p>契約業者は契約後速やかに、「6 溶出試験方法等」の(1)~(7)で定めた試験項目について、未処理灰の重金属含有量試験、未処理灰の溶出試験及び薬剤添加後の溶出試験(薬剤添加率を変えて3点)(以下「溶出試験①」という。)を実施し、報告書を提出すること。</p> <p>なお、薬剤添加率については別途指示する。また2箇月に1回以上、溶出試験①を実施するとともに、実機での処理灰の溶出試験も実施し、報告書を提出すること。これらの試験に要する費用は落札業者の負担とする。</p>
8 薬剤タンク、配管等の混合試験及び清掃	<p>契約業者は契約後速やかに、納入予定の薬剤と北部クリーンセンタータンク残存薬品との混合試験を実施し、報告書を提出すること。</p> <p>その結果、沈殿物の発生等により関連設備に支障をきたす恐れのある場合は、初回納入前に受入れタンク、配管等の清掃を行うこと。</p> <p>混合試験及び清掃等の費用は落札業者の負担とする。ただし、現在使用している薬剤と納入予定の薬剤において、混合試験を実施せずに、問題がないことを証明できる報告書を提出できる場合においてはその限りではない。</p>
	<p>タンク残存薬剤：オリエンタル技研工業株式会社 オリトール F-100</p>
9 有害ガス発生試験	<p>(1) 実機において、混練時に発生する二硫化炭素及びアンモニア濃度作業環境基準等(注)下回ること。</p> <p>(2) (1)を確認するために、年2回(初回納入してから1箇月以内) 実機処理時において、空気中の二硫化炭素及びアンモニア測定を北部クリーンセンターの職員立会いのもとに実施し、報告すること。 測定には北川式検知管を使用するものとし、測定箇所は1箇所とする。 測定場所は(養生コンベアー出口付近)とする。実施時期は、別途指示するものとし、測定に要する費用は納入者の負担とする。</p> <p>(注) 二硫化炭素：「作業環境評価基準(昭和63年9月1日労働省告知第79号)」 アンモニア：「日本産業衛生学会の許容濃度」</p>

	<p>10 搬入体制</p> <p>(1) 緊急時においても、即刻手配、搬入ができること。なお、迅速に搬入できる体制表を落札決定後、速やかに提出すること。 また、本市へ搬入する業務を第三者に委託する場合は、承諾が必要なため、再委託承諾申請書（別紙）を事前に提出すること。</p> <p>(2) 本市クリーンセンターは大規模災害時においても稼働する必要があることから、本薬品の仕入れ先の多重化や、緊急輸送ルート（迂回ルート）の構築など、大規模災害発生時にも本薬品の納入が出来るような体制を確保すること。搬入体制表に、大規模災害時の体制も記載すること。</p> <p>(3) 初回搬入の前日までに薬品貯槽、配管等の状況を調査し、問題なく搬入出来ることを確認すること。</p>
	<p>11 搬入日時</p> <p>(1) 納入日時は、指定する日（土、日、祝日含む）及び時間であること。 発注から納入まで最短で5営業日以内を原則とする。ただし、指定する日及び時間に納入が難しい場合は、納入日変更の協議をおこなうこと。</p> <p>(2) 北部クリーンセンターの指定する時間帯以外、構内での待機は行わないこと。</p>
	<p>12 搬入方法</p> <p>(1) 搬入は専用ローリー車で行うこと。</p> <p>(3) 接続金具は北部クリーンセンターの指定したものであること。</p> <p>(4) 受入れ配管に溜まったドレンは契約業者にて処理すること。</p>
	<p>13 搬入時の提出物</p> <p>納入時に、計量証明書（納入数量が分かるもの）・検査成績書（納入する薬品の仕様が分かるもの）を提出すること。 また、初回納入時に化学物質等安全データーシート（SDS）を提出すること。</p>
	<p>14 支払いについて</p> <p>(1) 契約業者は納入のあった月の月末において納入量及び金額を集計し翌月に請求書及び納品書を本市宛てに提出すること。 なお、納入量については、ローリー積載時に発注量との誤差が生じることから、積載後の実数量に基づいて集計すること。</p> <p>(2) 本市は、請求書及び納品書の内容を確認のうえ、代金を支払う。</p>
	<p>15 その他</p> <p>その他詳細については、北部クリーンセンターの職員と協議の上、決定するものとする。</p>

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

(宛先 京都市長)

(受注者)

住 所

名 称

代表者の職・氏名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

1 契約件名

2 再委託の内容 搬入

3 再委託の相手方

(1) 商号又は名称

(2) 氏名又は代表者の職・氏名

(3) 所在地

(4) 電話番号

4 その他

この申請書の提出に当たっては、必要に応じて、本市が定める「再委託の承諾をしない場合」に該当しないことが確認できる資料を添付してください。

受注者（申請者）が本市から再委託の承諾を得た後、更に第三者に委託（再々委託）しようとする場合は、受注者、再委託の相手方及び再々委託の相手方の本件契約における関係や担当業務について、一覧（ツリー図）にしたものを作成して下さい。（再々委託以降の再委託も同じ。）

(別添1)

京都市環境政策局
北部クリーンセンター

受領書

当社は北部クリーンセンターの飛灰を受領いたしました。

なお、受領した飛灰は入札中の焼却飛灰重金属安定剤の性能確認試験以外に使用いたしません。また測定結果は、一切外部に公表いたしません。

また、飛灰の保管及び廃棄については、法令の規定に従い適切に行います。

受領日 令和 年 月 日

会社名 印
担当者

以上